

ACSES ニュースレター_2776号 (2025年4月16日)

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

—目次（19頁）—

[1] 化学物質関係事故、事件関係

◇その他の事故、事件

- ・消費生活用製品の重大製品事故：長期使用の扇風機についての注意喚起、リコール製品で火災等（ノートパソコン）〈消費者庁〉
- ・「太陽光パネルの配線から火」三重県多気町のキノコ工場で火災、従業員約100人が避難〈新聞報道〉
- ・「呼吸もままならない状態」 仕出し弁当店が調理・提供の弁当食べた男女72人が「ノロウイルス」による集団食中毒 食中毒との因果関係不明も80代男性死亡 栃木市〈放送報道〉

◇事故、事件の続報

- ・逮捕の2人は広島県東部の大学の同級生、覚醒剤使用事件 若者にはびこる違法薬物〈新聞報道〉
- ・小林製薬、和歌山工場を閉鎖 子会社が紅こうじ原料製造

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

- ・授業時間が増→単価は同じ 「実質賃下げ」撤回求めた労使交渉を妥結〈新聞報道〉

○熱中症対策

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第57号）〈官報〉
- ・令和7年度熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの運用を開始します〈環境省〉

□大災害、原発事故対策

[大震災対策]・能登半島地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査（第4次）の結果について〈環境省〉

[福島原発事故]

- ・食品中の放射性物質の検査結果について（1439報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）〈厚生労働省〉
- ・国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、東京電力福島第一原子力発電所構内において、海水希釈後のALPS処理水の採取が初めて行われました〈経済産業省〉

[2] 感染症対策

◇その他の感染症

○百日せき：1件

[3] 有機フッ素化合物（PFAS）汚染問題

◇実はPFASだらけの家のほこり、白血病とも関連、米研究 内分泌かく乱物質やマイクロプラスチックも、がんや生殖機能、ADHDなどに影響〈Web報道〉

[4] 医薬品

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第145号）〈官報〉

[5] 農薬

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第603、604号）〈官報〉

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第605号）〈官報〉

[6] 廃棄物関係

◇環境省・日本財団 海洋ごみ対策共同事業 全国一斉清掃キャンペーン 「海ごみゼロウィーク2025」の開催について〈環境省〉

[7] 温暖化対策関係

◇事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第1号）〈官報〉

◇「農林水産省地球温暖化対策計画」の改定について〈農林水産省〉



葎草（ドクダミ）、毒溜め（ドクダメ）、
地獄蕎麦（ジゴクソバ）、魚腥草（ギョセイソウ）

- [8] 調査、公募、意見募集等
 - [公募、意見募集等] 3件 [統計資料] 1件
 - [9] その他省庁発表 1件
 - [10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
 - [開催案内] 4件
 - [11] その他
 - ◇新化学物質、化学物質新利用技術等：1件 ◇その他：4件
- [付録]
- ◇どちらが優先？「就業規則」と「労働基準法」の基本ルールを解説<Web 報道>

[1] 化学物質関係事故、事件関係

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:長期使用の扇風機についての注意喚起、リコール製品で火災等(ノートパソコン)

<消費者庁 2025年4月15日> <https://www.caa.go.jp/notice/entry/041935/>

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_250415_01.pdf

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、長期使用の扇風機についての注意喚起、リコール製品で火災等(ノートパソコン(無償交換))11件の重大製品事故を公表します。

詳細

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、ACアダプター(ノートパソコン用)、「ノートパソコン」として公表)に関する事故(リコール対象製品)について

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故：1件
(うちガストーチ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：1件
(うちノートパソコン1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：9件
(うちバッテリー(リチウムイオン、電動アシスト自転車用)1件、扇風機1件、電気洗濯乾燥機1件、踏み台(アルミニウム合金製)1件、電気蓄熱式湯たんぽ1件、電動工具(ドライバー、充電式)1件、バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)1件、耐熱ガラス製容器1件、電気ストーブ(カーボンヒーター)1件)

・「太陽光パネルの配線から火」三重県多気町のキノコ工場で火災、従業員約100人が避難

<中日新聞 2025年4月14日> <https://www.chunichi.co.jp/article/1053018?rct=mie>

14日午前7時55分ごろ、多気町西山にあるキノコ生産大手「ホクト」（長野市）の「三重きのこセンター」から出火。...

・「呼吸もままならない状態」仕出し弁当店が調理・提供の弁当食べた男女72人が「ノロウイルス」による集団食中毒 食中毒との因果関係不明も80代男性死亡 栃木市

<TBS NEWS DIG 2025年4月15日> <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/1854206>

栃木県の仕出し弁当店の弁当を食べた72人が下痢などの症状を訴え、「ノロウイルス」による集団食中毒と断定されました。集団食中毒を起こした店の弁当を食べた女性が取材に応じ、当時の苦しかった症状について語りました。

栃木市の仕出し弁当店が今月9日に調理・提供した弁当を食べた男女72人が「ノロウイルス」による集団食中毒となり、店は営業禁止処分を受けました。

食中毒との因果関係はわかっていませんが、このうち、80代の男性1人が死亡しました。

9日の昼に弁当を食べたという女性は、嘔吐や下痢を繰り返して脱水症状となり、入院して点滴を打ったといいます。

弁当を食べた女性

「ものすごい勢いの嘔吐、ずっと絶え間なく出てきていた。呼吸もままならない状態だった」

店は食中毒について謝罪したうえで、「衛生管理の再構築と信頼回復に全力で取り組んでいく」とコメントしています。

◇事故、事件の続報

・逮捕の2人は広島県東部の大学の同級生、覚醒剤使用事件 若者にはびこる違法薬物

<中国新聞 2025年4月11日> <https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/627290>

広島県福山市と三原市に住む20歳の大学生2人が広島県警に覚醒剤取締法違反（使用）容疑で10日に逮捕された事件は、若者に違法薬物がまん延している実態を改めて突きつけた。県警が2024年にそれぞれ覚醒剤と大麻の取締法違反容疑で摘発した20代以下は85人で、14年（17人）の5倍に上る。県警は覚醒剤の入手経路や常習的な使用の有無などについて調べている。



今回逮捕されたのは、福山市在住の大学生の男（20）と、当時少年だった三原市在住の大学生の男（20）。県警や関係者によると、2人は県東部の同じ大学に通う友人。3月9日に広島市中区でパトカーが走行中、2人が乗る車が速度を急に上げたのを不審に思って職務質問し、任意の尿検査で陽性反応が出た。2人は「覚醒剤は使っていない」と容疑を否認しているという。

若者の薬物汚染は全国で課題になっている。

県警によると、24年に県警が覚醒剤取締法違反容疑で摘発した105人のうち、20代以下は過去10年で2番目に多い19人に上る。大麻は同じく24年に摘発した81人のうち、20代以下が66人で8割超を占めている。

大麻は「ゲートウェイ（入り口）ドラッグ」と呼ばれ、交流サイト（SNS）では「野菜」などの言葉で取引されている。県警は「『合法』や『有害性がない』などの誤った情報が拡散し、安易に手を出す若者が後を絶たない」とみる。

大学生の違法薬物事件を巡っては、23年夏に日本大アメリカンフットボール部で発覚。県内では24年1月、

福山大（福山市）のサッカー部員の男が大麻取締法違反（所持）容疑で逮捕され、この男を含む部員ら計6人が立件された。

県内の各大学ではこうした状況を受け、県警と連携するなど学生向けの注意喚起を強めている。県警組織犯罪対策3課は「一度でも使うと自分の意思でやめるのは難しい。もし誘われても絶対に断ってほしい」と呼びかけている。

・**小林製薬、和歌山工場を閉鎖 子会社が紅こうじ原料製造**

<共同通信 2025年4月14日>

<https://nordot.app/1284439507308495115?c=302675738515047521?c=302675738515047521>

小林製薬は14日、紅こうじの原料を製造していた子会社、梅丹本舗の和歌山県紀の川市の本社工場を閉鎖すると発表した。サプリメントによる健康被害の発覚で、昨年8月、紅こうじ事業からの撤退を決めていた。同工場の主力だった梅肉エキスをを用いた健康食品の生産休止も発表した。

梅丹本舗は1925年創業で梅肉エキスの健康食品を販売。小林製薬は2019年に子会社化した。従業員は約40人で、面談した上でグループ内での転籍や退職金の加算といった対応をする。

紅こうじの健康被害を巡り大阪市の立ち入り検査を受け、昨年3月時点で梅肉エキス製品の製造販売を休止していた。

◇**事故・事件対策、措置、訴訟等**

・**授業時間が増→単価は同じ 「実質賃下げ」 撤回求めた労使交渉を妥結**

<朝日新聞 2025年4月13日> <https://www.asahi.com/articles/AST4D73MPT4DIPE01MM.html>

北星学園大学（札幌市）の非常勤講師らでつくる労働組合が「実質賃下げ」の撤回を求めていた労使交渉で、同大が2025年度分については棚上げし、「24年度と同水準の非常勤講師給を支払う」ことで妥結した。26年度以降の分については引き続き協議する。

同大の非常勤講師ら24人でつくる労組「札幌地域労組大学非常勤講師ユニオン」が12日、明らかにした。

同大は4月から、授業時間を従来の90分（半期15回）から100分（半期14回）に変更。だが当初は、授業の回数分を支払う方式を変えず、授業1回分の単価（9700円～1万6800円）も据え置くことを非常勤講師らに通知していた。この場合、半期で1回分の賃金が減ることから、労組は「実質的な賃下げにあたる」として撤回を求めていた。

○**熱中症対策**

・**労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第57号）**

[官報] 令和7年4月15日 本紙 第1445号 2頁

<https://www.kanpo.go.jp/20250415/20250415h01445/20250415h014450002f.html>

○**厚生労働省令第57号**

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和7年4月15日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
目次	目次
第一編・第二編 (略)	第一編・第二編 (略)
第三編 衛生基準	第三編 衛生基準
第一章～第四章 (略)	第一章～第四章 (略)
第五章 温度及び湿度 (第六百六条～ <u>第六百十二</u>)	第五章 温度及び湿度 (第六百六条～ <u>第六百十二</u>)

<p>条の二) 第六章～第九章 (略) 第四編 (略) 附則 <u>(熱中症を生ずるおそれのある作業)</u> 第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。</p> <p>2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコールド、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。</p>	<p>条) 第六章～第九章 (略) 第四編 (略) 附則 (新設)</p>
---	--

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

・令和7年度熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの運用を開始します

<環境省 2025年4月15日> https://www.env.go.jp/press/press_04773.html

<気象庁同時発表>

1. 環境省は、令和7年4月23日（水）から、令和7年度熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの運用を開始します。
2. 特に、熱中症特別警戒アラートの発表地域では、重大な健康被害が生じるおそれがあることから、自発的な熱中症予防行動を積極的に行ってください。また、家族や周囲の人々においても見守りや声かけ等の共助や、公助を行ってください。

背景・目的

近年、気候変動等の影響により、国内の熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移しています。

この状況を踏まえ、環境省では、令和3年度から、気象庁と共同で「熱中症警戒アラート」を運用し、熱中症への警戒を呼びかけてきました。

令和5年の気候変動適応法（平成30年法律第50号）の改正において、従前から運用してきた「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として位置づけられるとともに、気温が特に著しく高くなり熱中症による人の健康に対する重大な被害が生じるおそれのある場合に発表する「熱中症特別警戒情報」（通称：熱中症特別警戒アラート）が創設されました。

「熱中症特別警戒アラート」が発表された地域では、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、自発的な熱中症予防行動の実施、また、家族や周囲の人々においては見守りや声かけ等の共助や、公助の行動をとっていただくことを目的として運用するものです。

「熱中症警戒アラート」「熱中症特別警戒アラート」の運用について（別添1、別添2参照）

概要は以下のとおりです。

（1）発表単位

熱中症警戒アラート：全国を58に分けた府県予報区等を単位として発表（北海道、鹿児島県、沖縄県を細分化）

熱中症特別警戒アラート：都道府県単位

（2）発表基準・タイミング

熱中症警戒アラート：

発表基準：府県予報区等内の暑さ指数（WBGT（※1））情報提供地点のいずれかにおいて、日最高暑さ指数が33以上となることが予測される場合に発表。

発表時間：前日の午後5時及び当日の午前5時

熱中症特別警戒アラート：

発表基準：それぞれの都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において、翌日の日最高暑さ指数が35以上となることが予測される場合に発表。

発表時間：前日の午後2時

（※1）暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）は、気温に加え、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標。乾球温度計に比べて太陽光や路面からの輻射熱による温度の上昇や湿度による冷却熱の影響をより正確に反映できる。

（3）運用期間

令和7年4月23日（水）から同年10月22日（水）まで

（4）情報提供方法

- ・環境省熱中症予防情報サイト（※2）
- ・個人向けメール配信サービス（※3）
- ・環境省LINE公式アカウント（※4）

（※2）環境省熱中症予防情報サイト

（PC）<https://www.wbgt.env.go.jp/>

（スマートフォン）<https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

（携帯電話）<https://www.wbgt.env.go.jp/kt/>

環境省熱中症予防情報サイトでは、熱中症特別警戒アラート、熱中症警戒アラートのほか、全国841地点（別添3参照）における暑さ指数の予測値・実況値等、熱中症予防情報の提供を行っています。

（※3）個人向けメール配信サービス（別添4参照）

https://www.wbgt.env.go.jp/mail_service.php

本サービスは、環境省が「環境省熱中症予防情報サイト」にて提供している暑さ指数の予測値及び実況値を、メール配信を行うバイザー(株)が運営する一斉情報配信システム「すぐメールPlus+」により個人向けに配信するサービスです。令和7年4月23日(水)0時より配信開始予定。

（※4）環境省LINE公式アカウント

https://www.wbgt.env.go.jp/line_notification.php

環境省は、LINE公式アカウント「環境省」を開設し、熱中症予防対策の情報配信をしています。スマートフォン等のLINEアプリで、LINE公式アカウントを友だち追加していただくと、熱中症特別警戒アラート、熱中症警戒アラートの発表や暑さ指数の情報を、受け取ることができます。

アカウント名：環境省、LINE ID：kankyo_jpn

□大災害、原発事故対策

[大震災対策]

- ・能登半島地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査（第4次）の結果について

<環境省 2025年4月15日> https://www.env.go.jp/press/press_04754.html

アスベスト大気濃度調査

(1) 調査地点

能登半島地震の被災地6市町14箇所（7地点、各2箇所）において、アスベスト大気濃度調査を実施しました。

(2) 調査方法

試料の採取及び分析は「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）」（令和4年3月 環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき実施しました。

本調査では、位相差顕微鏡法によりアスベスト以外の繊維も含む総繊維数濃度を求め、総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合は、分析走査電子顕微鏡法により、繊維の同定（アスベスト繊維数濃度の測定）を行うこととしています。

(3) 調査結果

調査を実施した全ての地点で、アスベスト大気濃度は通常の一般大気環境と同程度でした。

環境省では、石川県と連携し、能登半島地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査を今後も実施する予定です。

表 アスベスト大気濃度調査結果

調査地点		測定箇所 No	調査月日	総繊維数 濃度 (本/L)	アスベスト 繊維数 濃度 (本/L)
輪島市	奥能登土木総合事務所	①	2025年3月3日	0.22	
		②		<0.11	
	門前高校	①	2025年3月3日	<0.11	
		②		<0.11	
珠洲市	珠洲土木事務所	①	2025年3月4日	<0.11	
		②		0.34	
能登町	能登町役場	①	2025年3月4日	0.22	
		②		<0.11	
穴水町	穴水町役場	①	2025年3月6日	<0.11	
		②		<0.11	
志賀町	志賀町役場富来支所	①	2025年3月6日	<0.11	
		②		<0.11	
七尾市	中能登総合事務所	①	2025年3月5日	<0.11	
		②		<0.11	

※今回の調査では、総繊維数濃度が1本/Lを超えた試料はなく、アスベスト繊維数濃度の測定は行いませんでした。

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（1439報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

<厚生労働省 2025年4月15日> <https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=sVGfIEYdqOCG3PEjY>

東京電力福島原子力発電所事故を踏まえて自治体等において行われている食品中の放射性物質の検査結果について、別添のとおり公表します。

1 自治体の検査結果

札幌市、小樽市、東京都、杉並区、横浜市、山梨県、長野県、福岡県

※ 基準値超過 なし

・国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、東京電力福島第一原子力発電所構内において、海水希釈後のALPS処理水の採取が初めて行われました

<経済産業省 2025年4月15日> <https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250415004/20250415004.html>

[2] 感染症対策

◇その他の感染症

○百日せき

・「百日せき」全国の1週間の報告数 前週比1.25倍の722人で過去最多に

<TBS NEWS DIG 2025年4月15日>

<https://news.ntv.co.jp/category/society/24653a7a67ff4f77b42fadfcaa7d749f>

激しいせきが続く「百日せき」について、全国の医療機関から1週間に報告された患者数が722人と現在の方法で調査を始めた2018年以降では過去最多となったことがわかりました。

「百日せき」は激しいせきが平均で2、3週間つづく感染症で、特に乳児が感染すると重症化し死亡するおそれもあります。

国立健康危機管理研究機構によりますと、今月6日までの1週間に、全国の医療機関から報告された「百日せき」の患者数は前の週から1.25倍の722人となりました。

すべての患者数の報告を求めるようになった2018年以降、過去最多となっています。

今年に入ってから累計患者数は5652人で、去年1年間の患者数を1600人ほど上回っています。

厚生省は予防には生後2か月から受けられるワクチンの接種が有効だとしています。

[3] 有機フッ素化合物 (PFAS) 汚染問題

◇実はPFASだらけの家のほこり、白血病とも関連、米研究

内分泌かく乱物質やマイクロプラスチックも、がんや生殖機能、ADHDなどに影響

<NATIONAL GEOGRAPHIC 2025年4月15日>

<https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/25/041400197/?P=1>

室内に浮遊したり、ソファの下や窓辺に溜まったりしているほこりは、単なる目障りな汚れではなさそうだ。2016年9月に学術誌「Environmental Science & Technology」に発表されたレビュー論文では、家の中のほこりのサンプルから、「永遠の化学物質」と呼ばれる有機フッ素化合物PFAS（ピーファス）や、フタル酸エステル類、フェノール類、難燃剤など、有害なおそれのある化学物質が45種類も特定されている。

2024年12月に学術誌「Environment International」に発表された論文では、大人のPFASへの総暴露（ばくろ、さらされること）量のうち、最大25%がハウスダストによる可能性が示されている。（参考記事：「全国の川や地下水などからPFASの検出が相次ぐ、政府が対応策」）

また、2025年2月に医学誌「International Journal of Cancer」に掲載された研究では、7歳以下の子どもがいる家庭からほこりのサンプルを採取し、ほこりに含まれる化学物質への暴露が子どもに及ぼす影響を調べている。その結果、ほこりに由来する8種類のPFASにさらされた子どもは、PFASへの暴露が少ない子どもに比べて、白血病にかかるリスクが60%高いことが明らかになった。

家の中のほこりが健康に及ぼす害は想像以上かもしれない。ほこりには、死んだ皮膚の細胞、切れた毛髪、ペットのフケ、衣類や家具の繊維、ダニ、カビなどの真菌の胞子、花粉などのアレルゲン、細菌、外から侵入した土壌の粒子のほかに、さまざまなものが含まれている。実際のところ、2018年2月に同誌に発表された研究では、271種類の化学物質がほこりから検出されている。

「ほこりは家庭内の化学物質の途方もない貯蔵庫として、それらを何年も留めてしまうおそれがあります」と、米サイレント・スプリング研究所で化学物質への暴露を研究するロビン・ドッドソン氏は言う。（参考記事：「台所や食事に潜む「永遠の化学物質」PFAS、自分で避けるには？」）

こうした化学物質は外からやってくるだけでなく、家の中で発生することもある。室内のカーペット、家具、木製やビニール製の床材、カーテン、ビニール製のシャワーカーテン、テレビやコンピューターなどの電子機器、塗料、洗剤、芳香剤、香水や保湿剤などから化学物質が放出されるからだ。

ほこりに含まれる化学物質が健康に及ぼす影響

ほこりから見つかった化学物質には、体内のホルモンをまねたり妨げたりして深刻な健康被害を引き起こすお

それがある内分泌かく乱物質が多く含まれている。また、マイクロプラスチックもほこりから見つかっている。

化学物質を含んだほこりは、室内の空気中に漂ったり、床や家具の表面などに付着したりするため、人間が鼻から吸い込んだり、口から摂取したり、皮膚から吸収したりして体内に取り込んでしまう可能性がある。(参考記事:「脳から「衝撃的」な量のマイクロプラを発見、認知症ではより多く」)

「私たちが鼻から吸い込んだほこりのほとんどは喉の奥に入り、そこから胃に入って消化されます」と、米インディアナ大学環境レジリエンス研究所の教授兼エグゼクティブ・ディレクターであるガブリエル・フィリペリ氏は言う。

これらの化学物質にさらされると、短期的には、呼吸器の炎症やアレルギーや喘息(ぜんそく)の悪化を引き起こす可能性がある。

また長期的には、一部の内分泌かく乱物質への暴露により、生殖機能障害(女性の子宮内膜症や男性の精液の質の低下など)、各種のがん、肥満、2型糖尿病、甲状腺障害、肝臓や腎臓の疾患、注意欠陥・多動症(ADHD)などの神経発達障害のリスクが高まる。

「内分泌かく乱物質は、さらされるタイミングや量によっては、体内の細胞や臓器の発達や機能に影響を及ぼし、内分泌系に干渉することがあるのです」と、米マウントサイナイ・アイカーン医科大学の生殖疫学者で環境医学・気候科学教授であるシャナ・スワン氏は言う。氏は『生殖危機:化学物質がヒトの生殖能力を奪う』(原書房)の著者でもある。こうした変化は、健康問題や発達障害のリスクを高めるおそれがある。

リスクが高いのはどんな人？

専門家によると、ほこりに含まれる化学物質にどの程度さらされると悪影響を受けるのかは、その人の健康状態や感受性によって異なる可能性があるという。

「子どもは体が小さく、床にじかに座ったり、ものをつかんで口に入れたりすることが多いため、ほこりへの暴露が多くなりがちです」とドッドソン氏は言う。その上、子どもの脳や体はまだ発達中であるため、化学物質の影響を特に受けやすい。

なかでも懸念されているのは、鉛を含むほこりへの暴露だ。鉛への暴露は幼児の脳の発達に恒久的な影響を及ぼすおそれがある。有害な鉛を含む塗料は、米国や日本などでは現在は製造されていないが、こうした塗料を使った古い家屋は今もあるため、古い家のほこりには注意する必要がある。

スワン氏は、妊娠中の女性もリスクが高いかもしれないと言う。ほこりに含まれる化学物質の中には、フタル酸エステル類などの内分泌かく乱物質もあり、胎児の生殖器官の発達に影響を及ぼすおそれがあるからだ。

高齢者や、心臓や肺などの慢性疾患を持つ人も健康被害を受けやすい可能性があるという、米非営利環境団体「環境ワーキンググループ(EWG)」の上席科学者のターシャ・ストイバー氏は言う。

ほこりをまき散らさずに取り除くには

ドッドソン氏は、家の中のほこり対策としては、空気中の微粒子をとらえる高効率のHEPAフィルター付きの掃除機が有効だと言う。少なくとも週に一度は掃除機をかけ、ソファの下や部屋の隅、引き戸や引き窓のレールなどは専用のアタッチメントやブラシを使って掃除をしよう。フィルターを定期的に交換することも忘れずに。

フィリペリ氏は、高性能なフィルター付きの暖房・換気・空調機器も有効だと言う。こちらのフィルターも、状況に応じて1~3カ月ごとに交換しよう。(参考記事:「米国人の家に招かれたら、靴は脱ぐ? 脱がない? 専門家の見解は」)

また、HEPAフィルター付きのポータブル空気清浄機を使うと、大気汚染物質を含む室内の微粒子物質が大幅に減ることを示した研究が2022年に学術誌「International Journal of Environmental Research and Public Health」に発表されている。(参考記事:「PM2.5などでの肺がんが世界で増加、台湾では患者の2/3が非喫煙」)

米エール大学公衆衛生大学院の疫学准教授クリスタル・ポリット氏は、イオン発生器やオゾン発生器付きの空気清浄機は有害な化学物質を放出しており、ほこりがそれらを吸収するおそれがあるため、使用しないほうが良いと言う。

カーペット用シャンプー、家庭用万能クリーナー、窓用・木材用クリーナー、シミ取り剤、消毒剤などには、内分泌かく乱物質やその他の有害な化学物質が含まれている可能性がある。掃除用品を、より環境にやさしい、あるいは有害性の低い製品に替えてみると良いかもしれない。

表面のほこりを拭う際には、石鹼水や、水で薄めたお酢や、重曹を溶かした水を少し含ませた綿やマイクロフ

アイバーの布を使うのが一番だ。乾いた布よりも湿らせた布の方がほこりを取りやすい。

家具用スプレーを使う場合には、家具に直接スプレーするのではなく、布やスポンジに吹きかけてから拭くようにすると、ほこりが空気中に舞い上がらない。床を掃く場合も同様で、ほうきよりも水拭きモップを使う方が良い。

子どもたちには食事の前に手を洗わせ、おもちゃは定期的に洗うようにしよう。特に床に置いたおもちゃは洗うべきだとドッドソン氏は言う。

家の中のほこりを完全になくすことは不可能かもしれないが、これらの方法はほこりを減らすのに有用だ。

ちょっとした対策をするだけでも違ってくる。2018年6月に学術誌「Journal of Exposure Science & Environmental Epidemiology」に発表された研究では、1週間だけ手を洗う回数を増やし、家の中のほこりを減らすために掃除を続けると、難燃剤への暴露量が半分に減ったケースがあった。

[4] 医薬品等

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第145号）

[官報] 令和7年4月15日 号外 第85号 8頁

<https://www.kanpo.go.jp/20250415/20250415g00085/20250415g000850008f.html>

[5] 農薬

◇農薬を登録した件（農林水産省告示第603、604号）

[官報] 令和7年4月15日 本紙 第1445号 3頁

<https://www.kanpo.go.jp/20250415/20250415h01445/20250415h014450003f.html>

農薬の新規登録5件が公示された。

◇農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第605号）

[官報] 令和7年4月15日 本紙 第1445号 3～4頁

<https://www.kanpo.go.jp/20250415/20250415h01445/20250415h014450003f.html>

農薬の登録失効27件が公示された。

[6] 廃棄物関係

◇環境省・日本財団 海洋ごみ対策共同事業 全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク2025」の開催について

<環境省 2025年4月15日> https://www.env.go.jp/press/press_20240402_00007.html

海洋ごみ問題の周知啓発とともに、海洋ごみの流出を少しでも防ぐために、2025年5月30日（金）から同年6月8日（日）までの期間を『海ごみゼロウィーク2025』キャンペーン期間とし、全国一斉清掃キャンペーンを開催します。

[7] 温暖化対策関係

◇事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第1号）

[官報] 令和7年4月16日 号外 第86号 14～17頁

<https://www.kanpo.go.jp/20250416/20250416g00086/20250416g000860014f.html>

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 告示第1号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十五条の規定に基づき、事業活動に伴う温室

効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件を次のように定める。

令和7年4月16日

内閣総理大臣 石破 茂
 総務大臣 村上誠一郎
 法務大臣 鈴木 馨祐
 外務大臣 岩屋 毅
 財務大臣 加藤 勝信
 文部科学大臣 阿部 俊子
 厚生労働大臣 福岡 資麿
 農林水産大臣 江藤 拓
 経済産業大臣 武藤 容治
 国土交通大臣 中野 洋昌
 環境大臣 浅尾慶一郎
 防衛大臣 中谷 元

事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件

事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和五年三月 内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、環境省、防衛省 告示第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

—「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。〈ACSES 事務局〉—

改 正 後
<p>本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、事業者が、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減等（以下「排出削減等」という。）のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならないこと、また、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこと等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。</p> <p>また、本指針に係る用語については、法及び関係法令の定義に従うものとする。</p> <p>第1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等に関する事項</p> <p>1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的取組</p> <p>事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、自らの事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置及び運転等の状況を適切に把握すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあつては、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量を把握することが望ましい。</p>

- (4) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあつては、当該日常生活用製品等の利用等に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用することが望ましい。
- (5) 事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、温室効果ガスの排出の量のより少ない設備の選択及び使用方法への変更に関する将来的な見通し及び計画を策定すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあつては、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出削減等について第2に規定する措置と併せて、将来的な見通し及び計画策定をすることが望ましい。
- (6)・(7) (略)
- (8) (5)の措置の検討に当たっては、温室効果ガスの排出削減等のほか、資源の持続可能な利用、廃棄物等の発生抑制、資源循環の促進、汚染の防止、生物多様性の保全等にも資するものとするのが望ましい。
- (9)～(11) (略)
- (12) 資材、原材料及び部品の調達に当たっては、カーボンフットプリント（製品等のライフサイクルを考慮した温室効果ガス排出量をいう。以下同じ。）が算定、削減及び開示されているもの又は温室効果ガスの排出の量の削減に資する投資によって生み出された製品単位の排出削減量が大きいものを選択することが望ましい。（新設）
- (13) 製品の設計及び製造においては、自ら製造する製品が事業の下流工程における温室効果ガスの排出の量の削減に貢献することが望ましい。（新設）
- (14) (1)から(13)までに規定する取組の内容、実施状況及びその効果について、関係する事業者又は国民への情報の提供に努めること。

2 (略)

- 3 事業活動に伴い特定の業種において主に使用される設備に関する温室効果ガスの排出削減等に係る措置
事業者は、次に掲げる事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、第1の1及び2に掲げる措置のほか、次に示す業種及び設備ごとに、それぞれ次に示す措置その他の必要な措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

(1)・(2) (略)

(3) 建設業

① (略)

② 温室効果ガスの排出削減等に資する設備の使用法 (新設)

ア 発注者の意向に沿った建設時（建設機械の稼働等）のバイオマス等の排出係数が小さい燃料・再生可能エネルギー等の排出係数が小さい電力の活用

イ 発注者の意向に沿った製品単位の排出削減量が大きい建材等の活用

(4)～(12) (略)

第2 日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る措置に関する事項

1 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、日常生活用製品等の製造等に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

(1) その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等

① 事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネ

ルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているもの、廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び循環的な利用その他のその利用等に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

- ② 事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量が少なくなるよう、カーボン・オフセット（自らの温室効果ガスの排出の量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量・吸収量を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう。以下同じ。）や、環境配慮行動へのポイント制度（温室効果ガスの排出削減等に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう。）等を活用することが望ましい。

(2) 日常生活用製品等の温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供等

- ① 事業者は、日常生活用製品等について、当該日常生活用製品等の環境性能若しくはその認証等を表示する標章又はカーボンフットプリント、削減実績量、削減貢献量等の「見える化」の活用により、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量及び排出の量の削減効果、温室効果ガスの排出の量の少ない利用方法等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。事業者は、カーボンフットプリント等の算定及び表示に当たっては、カーボンフットプリント等の算定及び表示に係る国内外のガイドライン、業界ルール等や取組動向に留意しつつ、消費者による温室効果ガスの排出削減等に資する製品等の積極的な選択に資するよう、正確かつ適切な情報の把握及び提供に努めること。

- ② 事業者は、日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき具体的な措置

事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うように努めるとともに、製造等する日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法等に関する情報を提供するよう努めること。次に示す項目ごとに、該当する日常生活用製品等の製造等について、次の措置を講ずること、及び情報の提供について、当該日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法等に関する情報を提供することが望ましい。

(1)～(6) (略)

(7) その他の消費行動及び投資に関する事項

- ① カーボンフットプリント、カーボン・オフセット等その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量等の環境性能又はその温室効果ガスの排出の量の削減の効果等の環境性能の向上の程度が表示された製品の製造等の推進

③・④ (略)

(8) (略)

別表第一～第四 (略)

附 則

この告示は、公布の日から適用する。

◇「農林水産省地球温暖化対策計画」の改定について

<農林水産省 2025年4月14日> https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/250415.html

農林水産省は、本日、「農林水産省地球温暖化対策計画」を改定しましたので、お知らせします。

概要

我が国は、世界全体での 1.5℃目標及び 2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路と整合的で野心的な目標として、2035 年度、2040 年度に、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指し、政府温対計画が改定（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）されました。

農林水産省では、こうした政府全体の取組に加え、先日、閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」や「みどりの食料システム戦略」等を踏まえ、本日、「農林水産省地球温暖化対策計画」の改定をいたしました。今後は、本計画等に基づき、農林水産分野の地球温暖化対策を最大限推進してまいります。

改定のポイント

2040 年度に向けて、既存の技術を最大限活用し、取組の拡大・普及を加速化させることをねらいとし、新たに畜産分野の削減目標、ブルーカーボンの吸収量目標、各分野における 2040 年度までの目標等を設定するとともに、森林吸収量算定方法の国際基準への切替え等を行いました。

公表資料

公表資料は、次の URL に掲載しております。

農林水産省地球温暖化対策計画：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/taisaku/top.html>

[8] 調査、公募、意見募集等

[公募、意見募集等]

◇令和 7 年度 食品衛生基準科学研究費補助金公募要項等

<消費者庁 2025 年 4 月 15 日> <https://www.caa.go.jp/notice/entry/041918/>

◇プラスチック資源循環に関する先進的社会的実装モデル形成支援事業の公募の開始について

<環境省 2025 年 4 月 15 日> https://www.env.go.jp/press/press_04756.html

◇コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業補助金の公募について

<環境省 2025 年 4 月 15 日> https://www.env.go.jp/press/press_04767.html

[統計資料]

◇石油統計月報（2025 年 2 月分）

<経済産業省 2025 年 4 月 14 日>

https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuka/index.html?pk_campaign=mm_statistics

[9] その他省庁発表

◇厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 146 号）

[官報] 令和 7 年 4 月 15 日 号外 第 85 号 9～10 頁

<https://www.kanpo.go.jp/20250415/20250415g00085/20250415g000850009f.html>

○厚生労働省告示第 146 号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表 19 の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 15 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

—表 省略—

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

—別表1 省略—

附 則

この告示は、令和七年四月十六日から適用する。

[10] 関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等

[開催案内]

・ 令和7年度第1回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会 化学物質審議会第246回審査部会 第253回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第2部】 4月18日

<経済産業省 2025年4月14日>

<https://www.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/62928>

1. 新規化学物質の審議について
2. その他

・ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第6回特定放射性廃棄物小委員会 4月25日

<経済産業省 2025年4月15日>

<https://www.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/62947>

- (1) 最終処分に関する最新の取組状況について
- (2) 文献調査報告書及び地層処分事業に関する北海道内及び全国的な理解活動
- (3) 玄海町における文献調査の状況

・ 学術分科会（第95回） 配付資料 4月16日

<文部科学省 2025年4月15日> <https://mailmaga2.mext.go.jp/cc/0y1gAojrX0x5Zw5WP4z>

1. 分科会長及び分科会長代理の選出等について（非公開）
2. 最近の科学技術・学術の動向について
3. 意見交換
4. その他

・ 「全国学生調査」に関する有識者会議（第12回）の開催について 4月18日

<文部科学省 2025年4月15日> <https://mailmaga2.mext.go.jp/cc/0y1gAojrW0x5Zw5WP4y>

1. 令和7年度「全国学生調査」の本格実施について
2. その他

[11] その他

◇ 新化学物質、化学物質新利用技術等

・ 100年間メンテいらず？ 「半永久電源」、アメリカで開発へ

<朝日新聞 2025年4月13日> <https://www.asahi.com/articles/AST4B621QT4BUTFL00LM.html>

月面では、昼は110度、夜は零下170度もの幅で温度が変わり、昼と夜は2週間ずつ続く。こうした過酷な宇宙の環境で、電気や熱を生み出す「半永久電源」の開発に日本原子力研究開発機構（JAEA）などが挑んでいる。

月面開発や、太陽光が弱まる木星より遠い「深宇宙」の探査をめざす上では、通常のバッテリーや、太陽電池とは異なる原理を使って、メンテナンスが不要な長時間の電源が重要となる。

そこで3月、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と JAEA が契約を結んだのが、アメリカと呼ばれる物質を使っ

た電源の開発だ。

アメリカは、原子力発電…

◇その他

・一部私大は「義務教育のような授業」 財務省、私学助成の見直し提案

<朝日新聞 2025年4月15日> <https://www.asahi.com/articles/AST4H2CL9T4HUTIL01PM.html>

大学なのに義務教育のような授業だ——。財務省が15日の有識者らによる審議会で、一部の私大の教育内容を厳しく指摘し、私学助成の見直しを提唱した。教育の質の評価が必要という考えを示したが、文部科学省からは「粗い考えだ」との指摘もある。

15日の財政制度等審議会（財務相の諮問機関）の分科会で主張した。定員割れに陥っている私大の授業例として、四則演算や方程式の取り扱い（数学）、現在形と過去形の違い（英語）などを挙げた。大学の公開情報から抽出したという。

その上で、「メリハリを強化していくべきだ」として、大学を評価する今の認証評価制度を見直すなどして、教育内容の質や人材育成の観点で私学助成額を検討する仕組みへの転換を唱えた。

私学助成は大学588校に計約2860億円（2024年度）。学生数や教職員数など大学の規模に応じて配分されているが、文科省が3月に設けた有識者会議でも、地域を支える人材育成を重視して配分する方向で見直しが検討されている。

財務省の主張に対し、文科省幹部は「目指すべき方向は同じ」としつつ、「定員割れしていたり、基礎的な学びを採り入れたりしている大学の教育の質が一概に低いとは言いきれず、一面的で粗い考え方だ」と指摘。「学力の成長度や進路実績なども含めた評価が必要だ」と反論した。

・山形大で100円朝食スタート 経済難の学生支援、生活リズム構築も

<朝日新聞 2025年4月14日> <https://www.asahi.com/articles/AST4F3SQZT4FUZHB003M.html>

経済難の新入生に温かくて栄養ある朝食を食べてほしい。そんな思いから、山形大は17日から「100円朝食」を始める。名付けて「朝活応援プロジェクト100」。生活リズムを整え、朝から元気に大学に通ってもらおうとの狙いもある。

100円朝食には、ご飯とみそ汁に、焼き魚などの主菜、ひじきや野菜の小鉢が付く。単価を合計すると1食473円（税込み）になるが、大学生協や、卒業生や支援者からの寄付からなる山形大学基金の支援を受け、安く提供できることに。

小白川キャンパス（山形市）の「生協食堂テール」で、1限の授業が始まる前の午前8時～8時半、毎日先着150人の新生入生に提供する。

物価高騰で食費を節約したり、そもそも朝食をとる習慣がなかったりする学生が一定数いることが、背景にある。また、新入生の中には、新生活に慣れる前に生活リズムを崩し、授業に出なくなる人もいるのが課題だった。

プロジェクトを提唱した中村文子・人文社会科学副学部長は「健康的な生活には朝食の摂取が大切。新入生には朝からリズムを整え、いきいきと学生生活を送ってほしい」と話す。

提供期間は連休明けの5月9日までだが、利用状況や学生の感想などをふまえ、地域の企業と連携するなどしてプロジェクトの拡大を検討するとしている。

・学術会議、法人化法案の修正求める決議 独立性に懸念、撤回は求めず

<朝日新聞 2025年4月15日> <https://www.asahi.com/articles/AST4H2TKGT4HUTFL023M.html>

「学者の国会」とも呼ばれる日本学術会議を法人化する法案について、学術会議の総会は15日、独立性や自主性への懸念が払拭（ふっしょく）できていないとして「国会に対して法案の修正を求める」とする決議を賛成多数で承認した。

日本学術会議改革、どこに問題が 元会長が懸念する「政治への付度」

学術会議の「決議」は58年ぶり、史上2回目。政府の法人化方針や法案の撤回までは求めない一方、2020年の任命拒否問題以来続く政府主導の組織改編に抵抗の意思を示した形だ。決議には法的拘束力はなく、18日か

ら始まる国会での審議で、光石衛会長らが与野党や政府側に修正の希望を表明していくことになる。
反対姿勢貫けない背景は
学術会議は科学が戦争に動員…

・ハーバード大、トランプ政権の要求拒絶 補助金カットの警告に屈さず

<毎日新聞 2025年4月15日> <https://mainichi.jp/articles/20250415/k00/00m/030/050000c>

米ハーバード大のガーバー学長は14日、トランプ政権との補助金を巡る交渉で、学生や教員の「反ユダヤ主義的な活動」の取り締まり強化などを求めた政権側の要求を拒否すると明らかにした。トランプ大統領は、政権が推進する方針に従わない教育機関への補助金を打ち切る姿勢を示している。ハーバード大は政権と真正面からぶつかる初めてのケースとなった。

AP通信によると、トランプ政権は14日、ハーバード大に対する22億ドル（約3156億円）以上の助成や契約の凍結を決めた。額は今後膨らむ可能性がある。

ガーバー氏は声明で、政権の要求は「政府の法的権限を越える」と指摘し、「大学の独立性や憲法上の権利を放棄しない」と強調した。「反ユダヤ主義と戦う道徳的な義務を軽んじるものではない」とも記した。

トランプ政権はハーバード大に提示した文書で、「米国の価値観や制度に敵対的」とみなした学生や外国人留学生を当局に報告する仕組み作りなどを要請。トランプ氏が敵視するDEI（多様性、公平性、包摂性）の取り組みの中止も求めている。

パレスチナ自治区ガザ地区での戦争を巡り、トランプ大統領は「反ユダヤ主義」から学生を守らない大学への補助金打ち切りを明言し、ハーバード大を含む多数の大学に対策を講じなければ強制措置を取ると警告。2024年に全米に広がったガザ反戦デモの発信地となったコロンビア大学は、4億ドル相当の補助金や契約を凍結された後に政権の要求を受け入れ、パレスチナを含む中東研究のカリキュラム見直しや、抗議活動の取り締まり強化を約束した。

[付録]

◇どちらが優先？「就業規則」と「労働基準法」の基本ルールを解説

<サライ 2025年4月3日> https://serai.jp/living/1221166#google_vignette

労働に関する法令の中でも、「労働基準法」は大変有名な法律です。

内容は十分に知らないという人も、名前は聞いたことがあるのではないのでしょうか？ 今回は会社の就業規則と労働基準法の関係について、人事・労務コンサルタントとして「働く人を支援する社労士」の小田啓子が解説していきます。

目次

- ・就業規則と労働基準法はどちらが優先？ 基本ルールをわかりやすく解説
- ・労働時間・休憩時間のルールを正しく理解しよう
- ・就業規則違反とは？ 違反時の対応と法的効力をチェック
- ・まとめ

就業規則と労働基準法はどちらが優先？ 基本ルールをわかりやすく解説

会社の就業規則が労働基準法に違反しているということはないのでしょうか？ 就業規則の法的な位置づけについて見ていきましょう。

就業規則と労働基準法の違いとは？

労働基準法は様々な労働法規の核となる法律であり、すべての労働者に適用される労働条件の最低基準が示されています。

一方、就業規則は個々の会社が、職場における労働条件や服務規律を定めたものです。就業規則に必ず記載すべき項目は、労働基準法によって決められています。常時10人以上の労働者が働く事業場は、就業規則を労働基準監督署に届け出なければなりません。

会社によって労働条件などは違いますから、就業規則の内容は会社ごとに異なっています。ただし、基本的に就

業規則で定める労働条件は、労働基準法で示されている最低基準を下回ることはできません。

就業規則と法律が異なる場合、どちらが優先される？

就業規則と法律が異なる場合は、法律のほうが優先されます。

労働規範の優先順位は、

1. 法令
2. 労働組合との間で取り決めた労働協約
3. 就業規則
4. 労働契約

という順位になります。法令や労働協約に反する就業規則を定めることはできません。労働基準監督署長は、法令および労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができます。

また、個々の労働者と使用者の間で結ばれる労働契約は、就業規則よりもさらに優先順位は下。就業規則に定めた労働条件に達しない労働契約は、その部分について無効となります。

無効となった部分は、就業規則の基準が適用されることとなります。

有給休暇や退職における優先順位を具体例で紹介

具体的な例を挙げて、労働規範の優先順位を確認してみましょう。

例えば、年次有給休暇のルールです。労働基準法では年次有給休暇の付与日数が定められており、入社後6か月勤務して8割以上出勤した人の有給休暇は10日となっています。

これを就業規則で15日と定めたとしても問題はありませぬ。けれども8日と定めたら労働基準法の基準を下回ることになり、変更する必要が生じます。

もう一つの例は退職のルールです。就業規則の中で、「退職は1か月前に申し出る」と定められていたとします。けれども、民法では、退職の意思を伝えてから、2週間経過すると労働契約が終了すると規定されています。就業規則より法律のほうが優先されますので、2週間前に退職を申し出られても、会社は拒否することはできません。

労働時間・休憩時間のルールを正しく理解しよう

労働条件のうち、労働時間・休憩時間のルールは働く人にとって身近な問題です。法令ではどのように決められているのか確認してみましょう。

労働基準法に基づく労働時間の基本ルール

労働基準法では、「休憩時間を除き、1日8時間、週40時間を超えて労働者を働かせてはならない」と定められています。

例外的に週44時間の労働が認められている業種もありますが、それは小売業や映画、演劇や映画の興行、医療機関や接客娯楽業など、一部の事業に限定されています。

一定の手続きのもとに、フレックス制や変形労働時間制などを採用している会社もありますが、労働時間の原則は変わりません。「自分はもっと働いている」という人もいることでしょう。

法で定めた労働時間を超えて働くことは時間外勤務とされ、割増賃金が支払われます。

使用者は「36協定」という労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ることにより、労働者に時間外労働や休日労働をさせることができます。もちろん、無制限に働かせることができるわけではなく、月45時間以内、年360時間以内などのルールが決められています。

休憩時間の規定 | 6時間・8時間勤務時の休憩時間は？

労働基準法では、使用者は労働時間の長さに応じて、休憩時間を労働者に与えなければならないと定められています。

労働時間が6時間以下だと休憩時間は不要ですが、6時間を超えると最低45分、8時間を超えると最低1時間の休憩を付与する必要があります。では、10時間以上の長時間にわたる労働の場合はどうなるのでしょうか？

この場合でも、1時間の休憩時間を付与すれば法的な問題はありませぬ。ただし、休憩は労働時間の途中に与えなければならない、前後に与えることは認められませぬ。

就業規則への労働時間・休憩時間の記載例を紹介

始業および終業の時刻、休憩時間、休日、休憩は就業規則の「絶対的記載事項」です。就業規則には、必ずこの項目が記載されていなければなりません。

例えば、このような書き方です。

第〇条 1日の勤務時間は、休憩時間を除き1日8時間とし、1週の勤務時間は40時間以内とする。

第〇条 原則となる始業、終業の時刻および休憩時間は次のとおりとする。ただし、業務の都合により全部または一部の従業員に対し、始業もしくは終業の時刻を変更することがある。この場合、前日までに従業員に通知する。

始業 午前9時

終業 午後6時

休憩 正午より午後1時まで

なお、休憩時間は自由に利用させることが原則です。持ち場を離れられないなど、業務に拘束されている場合は、休憩時間とはみなされないこともあるので使用者は注意が必要です。

就業規則違反とは？ 違反時の対応と法的効力をチェック

就業規則違反は、従業員側の違反と会社の側の違反、2通りあります。それぞれについて例を挙げて解説していきます。

1. 従業員側の就業規則違反とは？

従業員が就業規則に定められたルールを破った場合、これが窃盗や傷害など、刑法上の犯罪にあたる行為であった場合は法的措置をとるのが普通です。

けれども、例えば、遅刻や欠勤、副業の禁止、服装や髪形などのルールに違反した場合はどうでしょうか？ これらは、犯罪として裁かれる性質のものではないので、就業規則で懲戒規定を定めておく必要があります。

懲戒の定めがないと、会社は安易な処分はできません。また、懲戒処分についても、労働基準法で一定の制限が設けられているので、会社側は注意する必要があります。

2. 会社側の就業規則違反にどう対応する？

会社が就業規則の届出義務を怠っている、従業員に周知していないというのは、労働基準法違反となります。必要事項の記載がない、法令に反したルールを定めているというケースも少なくありません。

また、就業規則は法令通りに作っていても、実際は残業代が払われない、休日を取得させてもらえない、という会社もあります。会社が違反行為を行なっている場合、従業員は労働基準監督署に直接申告することができます。

立ち入り調査により労働基準法違反が認められた場合、労基署は会社には是正勧告を行ないます。

ただし、是正勧告には法的な強制力はありませんので、深刻な違反行為の場合、訴訟などに発展する場合もあることを、会社側、労働者側双方が認識していなければなりません。

まとめ

就業規則の作成・届出は、会社にとっても従業員にとっても大切なことです。従業員が職場のルールを守ることによって、会社は一定の秩序を保つことができます。また、働く側からしても、会社が法律に反する行為をしないための抑止効果があるといえます。

***** 以上 *****